

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

「労働基準法」最新改正公告

2015年2月4日、労働基準法の最新改正内容が総統府より正式に公布¹された。弊所では関連する内容を下記の通りにまとめ、参考として提供する。

改正条文	改正内容	改正条文の要点説明
第17条	<p>① 使用者は、前条の規定により労働契約を解除する場合、次の各号の規定により、労働者に解雇手当を支払わなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 同一使用者の事業単位にて継続して勤務した場合、満1年ごとに1ヶ月の平均賃金に相当する解雇手当を支払う 2. 前号の計算による余剰月数、又は労働が1年に満たない場合、比例に応じ算出して支払う。1ヶ月未満の場合、1ヶ月として計算する <p>② 前項でいう解雇手当について、使用者は労働契約を解除してから30日以内に支払わなければならない。</p>	<p>➤ 労働者の債権が速やかに弁済を受けるため、使用者は、解雇手当を支払うとき、法定基準に符合する以外は、一定の期限内にそれを履行しなければならない。故に、使用者の支払義務を明文化するため、本法律施行細則第8条の解雇手当支払期限の規定を本法律に編入し、第2項規定を制定した。</p> <p>※ 違反した場合、新台幣ドル30万元以上150万元以下の罰金を科すほか、期限を定めて解雇手当の支払を命じることができる。期限を経過して尚も支払わない場合、連続して処罰することができる。</p>
第28条 (第1項は公布8ヶ月後に施行する)	<p>① 使用者が廃業、清算又は破産宣告を受け、労働者の下記債権の弁済を受ける順位は、第一順位の抵当権、質権又は留置権より担保される債権と同等すると見做し、債権の割合に基づき弁済を受ける。弁済を受けていない部分は、優先弁済権を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働契約において未払いの賃金(6ヶ月未満の部分) 	<p>➤ 元の労働契約により生じた6ヶ月未満賃金債権は、全ての債権より優先するが、担保物権より担保される債権に劣る。故に実務上では、使用者資産は抵当物を除き、殆ど余剰のものがいないため、弁済を受けることが</p>

¹ 2015年2月4日総統華総一義字第10400012401号令より改正条文の第17条、第28条、第55条、第56条、第78条、第79条、第86条及び追加条文の第80-1条を公布した。第28条第1項は公布から8か月後に施行するが、その他条文は公布した日から施行する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>2. 使用者が未払いの本法律規定の定年退職金</p> <p>3. 使用者が本法律又は労働者定年退職金条例を違反して未払いの解雇手当</p> <p>② 使用者は、下記各号の立替として、当月の雇用労働者の保険加入給与総額及び規定する料率に基づき、一定金額の未払賃金立替基金を納付しなければならない。</p> <p>1. 前項第1号の未払い賃金の金額</p> <p>2. 前項第2号及び第3号の未払い定年退職金及び解雇手当。但し、その合計額は6ヶ月の平均賃金を限度とする</p> <p>③ 未払賃金立替基金が累積し、一定の金額に達した場合、料率を下げるか、若しくは徴収を一時停止しなければならない。</p> <p>④ 第2項の料率は、中央主務機関が、1万分の15の範囲内で立案し、行政院に報告し、これを決定するよう要請する。</p> <p>⑤ 使用者に賃金、定年退職金及び解雇手当の未払いがあり、労働者の請求にもかかわらず弁済されなかった場合、未払賃金立替基金より第2項規定により立替る。使用者は定められた期限内に、未払賃金立替基金に立替金を返済しなければならない。</p> <p>⑥ 未払賃金立替基金は、中央主務機関により設立される管理委員会が管理する。基金の徴収・納付に関する業務は、中央主務機関が、労働者保険機構に委託し行うことができる。基金立替の手続、徴収・納付と管理方法、第3項という一定の金額及び管理委員会の組織規則に関しては、中央主務機関がこれを定める。</p>	<p>できない。従って、特定の労働者債権の被弁済順位を第1順位の担保物権より担保される債権と同等するものに調整し（元規定の6ヶ月未満の未払い賃金のほか、定年退職金、解雇手当を追加）、労働者權益の保障を図る。</p>
<p>第55条</p>	<p>① 労働者の定年退職金の支払と基準は次の通り：</p> <p>1. 勤務年数に応じ、1年につき2ポイントを与える。但し、15年以上の勤務年数については、1年につき1ポイントを与え、最高45ポイントを上限とする。半年未満の場合、半年とし、満半年は1年として計算する</p>	<p>➤ 労働者の債権が速やかに弁済を受けるため、使用者は、解雇手当を支払うとき、法定基準に符合する以外は、一定の期限内にそれを履行しなければならない。故に、使用者の支払義務を明文化</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>2. 第 54 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、強制定年退職する労働者で、職務執行により心神喪失又は身体障害に至った場合、前号の規定に基づき、20%を加算する</p> <p>② 前項第 1 号の定年退職金のポイントの基準は、その定年退職が認められた時の 1 ヶ月の平均賃金を指す。</p> <p>③ 第 1 項で定める定年退職金について、使用者は労働者が定年退職した日から 30 日以内に支払わなければならない。使用者が一括払いできない場合、主務機関の許可を得た上で分割払いすることができる。本法の施行前において、事業部門に本法を上回る定年退職金の基準がある場合はその規定に従う。</p>	<p>するため、本法律施行細則第 29 条第 1 項の規定を本法律に編入し、第 3 項規定を制定した。</p> <p>※ 違反した場合、新台幣ドル 30 万元以上 150 万元以下の罰金を科すほか、期限を定めて支払を命じることができる。期限を経過して尚も支払わない場合、連続して処罰することができる。</p>
<p>第 56 条</p>	<p>① 使用者は毎月、労働者月給総額の 2%~15%を範囲として、労働者定年退職準備金を専用口座に積立てなければならない。これを譲渡、差押、相殺又は担保の標的物としてはならない。その拠出割合、手続及び管理等の事項の規定は、中央主務機関が草案し、行政院に決定するよう報告する。</p> <p>② 使用者は毎年の年度終了前に、前項の労働者定年退職準備金口座の残高を計算しなければならない。第 53 条又は第 54 条第 1 項第 1 号規定にある退職条件に該当する労働者に支払われるべき年度内の支払額に不足があり、前条を元に算出した退職金額の者は、使用者は来年度 3 月末まで、その差額を一括に拠出するほか、事業部門の労働者年退職金監督委員会の審議に提出しなければならない。</p> <p>③ 第 1 項の使用者が毎月拠出する労働者定年退職準備金は、労働者定年退職基金として集められ、中央主務機関が設置する労働者定年退職基金監理委員会により管理される。その組織、会議及びその他関連事項については、中央主務機関が定める。</p> <p>④ 前項の基金の収支、保管及び運用については、</p>	<p>➤ 法律の留保原則に符合するため、労働者定年退職準備金の拠出及び管理方法第 2 条規定を本法律に編入し、第 1 項に規定する。</p> <p>➤ 事業部門を休業するとき、労働者は事業が法定の労働者定年退職準備金を拠出せず、又はその金額の不足のため、労働者が定年退職金を受け取る權益に影響することを避けるため、使用者は毎年の年度終了前に、労働者定年退職準備金口座の残高を確認し、不足がある場合、規定の期限内に補足し、事業単位の労働者年退職金監督委員会の審議に提出する規定を第 2 項に追加した。</p> <p>※ 違反者に対し、新台幣ドル 9 万元から 45 万元の罰金を科すことができる。</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>中央主務機関が財政部と共同して委託する金融機構により取り扱われる。最低収益は、管轄地の銀行の 2 年間定期預金の利率の収益を下回ることはできず、欠損が生じた場合、国庫がこれを補足する。基金の収支、保管及び運用方法は、中央主務機関が草案し、行政院に決定するよう報告する。</p> <p>⑤ 使用者が拠出する労働者定年退職準備金は、労働者と使用者が共同で組織する労働者定年退職準備金監督委員会により監督されなければならない。委員会の労働者代表数は、3 分の 2 を下回ってはならず、その組織準則は、中央主務機関が定める。</p> <p>⑥ 使用者は、毎月拠出する労働者定年退職準備金の割合を制定又は調整するとき、先に、事業部門の労働者定年退職金監督委員会の審議を経て、管轄主務機関に決定するよう報告しなければならない。</p> <p>⑦ 金融機構がローンの審査業務を行うとき、該当する事業部門の労働者定年退職準備金の拠出状況に関する資料が必要となった場合、管轄地主務機関に書類の提供を請求することができる。</p> <p>⑧ 金融機構は前項規定に基づき取得した資料に対し、守秘義務を有するほか、資料取扱いの安全確保を行わなければならない。</p> <p>⑨ 前二項における労働者定年退職準備金に関する必要資料の内容、範囲、申請手続及びその他遵守すべき事項に関する規定は、中央主務機関と金融監督管理委員会と共同で定める。</p>	
<p>第 78 条</p>	<p>① 第 17 条、第 55 条規定の基準又は期限に従って支払わない場合、新台湾ドル 30 万元以上 150 万元以下の罰金を処すほか、期限を定めて支払いを命じる。期限を経過して尚も支払わない場合、連続して処罰する。</p> <p>② 第 13 条、第 26 条、第 50 条、第 51 条又は第 56 条第 2 項の規定に違反する場合、新台湾ド</p>	<p>➤ 近年では、定年退職金及び解雇手当の未払いに係わる労使争議が多発し、労働者の定年退職後の生活に著しい影響を及ぼしているほか、社会に不安も与えており、状況の積極的な改善が</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	ル 9 万元以上 45 万元以下の罰金に処する。	<p>待たれる。主務機関が使用者の違法行為に対し、直ちに有効な措置を講じるためにも、第 1 項の規定によって使用者が法定の定年退職金又は解雇手当未払いの罰則を強化し、他の部分は第 2 項規定に編入させた。</p> <p>➤ 第 2 項規定は現行第 1 項規定を部分的に編入させたものであり、且つ、使用者に対し、労働者定年退職準備金口座状況及び不足額の補足検査、事業部門の労働者定年退職準備金監督委員会の審議提出義務に違反するときの罰則を定めた</p>
第 80-1 条	<p>① 本法律に違反し主務機関より処罰された者に対し、主務機関は管轄の事業部門又は事業主の名称、責任者の氏名を公布するほか、期限を定めて改善を命じることができる。期限を経過して尚も改善しない場合、連続して処罰する。</p> <p>② 主務機関が罰金を裁定するとき、違反行為に関する労働者人数、累計法律違反回数又は未払いの法定金額を斟酌した上で、処罰の程度を裁量する。</p>	<p>➤ 本条に追加した規定（第 1 項規定は現行第 79 条第 3 項より編入させたものである）により、主務機関は第 78 条から第 80 条に基づき罰金を科す場合、同時に名誉に対する処分ができるほか、違法使用者に期限付き改善の義務を課すことができる。</p>
第 86 条	<p>① 本法律は、公布日から施行する。但し、2000 年 6 月 28 日改定公布の第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定は、2001 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>② 本法律が 2015 年 1 月 20 日にて改正した条文は、公布日から施行する。但し、第 28 条第 1 項は公布してから 8 ヶ月後に施行する。</p>	<p>➤ 改正後の第 28 条第 1 項規定は金融機構の信用貸制度の調整に係わり、内容の計画及び調整は時間を要するため、特別に施行期日を明記する。法律が公布してから 8 ヶ月後に施行するものとする。</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。